業務特記仕様書(令和7年7月1日以降適用)

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限り でない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおり とする。

(共通仕様書の読み替え)【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、 監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の 場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシ ステムに、事故に関する情報を登録する。

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第3条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変 更するものとする。

(現場責任者の配置)

- 第4条 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、行程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後10日以内(土日祝日除く)に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更になった場合も同様とする。
 - 2 受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの (健康保険証の写し等)を監督員に提出しなければならない。
 - 3 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の 請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者(下請の場合も含む)、 及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。また、専任を要し ない請負工事(4500万円未満)の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も 含め、同様の取り扱いとする。

(再委託等の禁止)

第5条 本業務の主たる内容は、第三者に請け負わせてはならない。

殿

受注者 住所 氏名

印

現場責任者届

業務名		

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名(生年月日)	(. 生)	
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		頭写真を貼付

- **※** 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付する
 - <直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が 存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
 - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該
 - 当するものを記入すること。 (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証 明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明 書を添付すること。